

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月13日（火）午前8時59分から午前9時24分

2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第6号 田舎館村農作業臨時雇用標準賃金について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報告第5号 農地中間管理権の設定に係る契約の解除について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、2月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。7番の工藤浩司委員と8番の田澤隆委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ

ったので、審議を求めるものであります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明いたします。
今月の農地法第3条の許可件数は、使用貸借権設定が4件です。
3ページの使用貸借権設定の整理番号1番の貸人と4ページの整理番号2番の貸人は親子ですが、今回、父親が代表を務める法人に集積を行うため貸借するものです。
次に整理番号3番について、貸人と借人は親子ですが、特例付加年金受給のための経営移譲により、父から子への使用貸借を行うものです。
なお、貸人と借人は家族で農業を営んでいますが、世帯分離をしているため、借人の耕作面積が空欄になっております。
次に整理番号4番につきましては、豊蒔公民館の北東約380mに位置する農地です。
貸人の経営規模縮小のため、借人に申し出て貸借することとなったものです。
以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第3号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第3号は原案のとおり決定することとします。

次の議案第4号につきましては、9番白戸陽平委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(9番白戸陽平委員 退席9:03)

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局

今月の案件は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が10件です。

7ページの所有権移転の整理番号9番につきましては、境森集会所の東南東約450mに位置する農地です。

譲渡人は農地を売りたい意向であり、また、経営規模拡大を図る譲受人からの申し出があったことから、売買することとなったものです。

次に、整理番号10番につきましては、大曲会館の北約330mに位置する農地です。

譲渡人は相続により農地を取得しましたが、自身は農業従事者ではなく、農地を手放したい意向であったため、お互いで協議のうえ、売買することとなったものです。

続きまして、賃貸借権設定の説明に移りますが、関連がありますので、報告第3号の合意解約と合わせてご説明いたします。

19ページをお開きください。

合意解約の整理番号7番、8番、ページをめくりまして、9番、10番の4件につきましては、賃借人がいずれも同じ方になっております。この4件につきましては、賃借人の父親が代表を務める法人と、新たに貸借するため解約するものです。

引き続き、議案第4号の説明に戻りますので、8ページをお開きください。

ただいま申し上げました4件の解約につきましては、賃貸借権設定の整理番号8番、9番、ページをめくりまして、整理番号11番、11ページに移りまして14番、以上のとおり法人に集積されることとなっております。

続きまして、9ページをお開きください。

整理番号10番は、大袋の農村婦人の家の北東約680mに位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

10ページをお開きください。

整理番号12番につきましては、二津屋会館の北西約280mに位置する一団の農地です。

1月に合意解約したのですが、前の耕作者のあっせんにより貸借することとなったものです。

次に、整理番号13番につきましては、東光寺会館の東約300mに位置する農地です。

賃借人は当該農地の隣接地を耕作しており、経営規模拡大のため、賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

続いて、11ページをお開きください。

整理番号15番につきましては、垂柳公民館の北約250mに位置する農地です。

期間満了に伴う再設定です。

12ページをお開きください。農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号16番は、光田寺コミュニティセンターの北西約450mにある9筆6,077㎡と、同じく西北西約950mにある4筆6,012㎡の合計12,089㎡です。12月に合意解約した農地で、今回、新たな受け手と貸借するものです。

13ページをお開きください。

整理番号17番につきましては、役場の南西約350mにある農地2,133㎡と、除雪センターの南東約200mにある2筆1,286㎡の合計3,419㎡です。

賃借人は経営規模拡大の意向で、ネギの作付けを予定しております。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第4号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第4号は原案のとおり決定することとします。

(9番白戸陽平委員 着席9:09)

次に議案第5号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、審議を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第5号について説明いたします。

令和5年4月1日に農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、従前の農用地利用配分計画が廃止されたことに伴い、農地中間管理機構における農地の権利設定につきましては、農地中間管理機構が農用地利用集

積等促進計画を定めることとなりました。

農用地利用集積等促進計画の作成については、農業委員会から農地中間管理機構へ作成の要請をする必要があることから、本会で審議を求めるものです。

それでは議案の説明をいたします。

15ページをお開きください。

整理番号1番につきましては、所有者不明農地に関するものです。

当該農地は、所有者が死亡した後、未相続農地になっていたものですが、賃借人が耕作を希望したことから、今回、所有者不明農地制度を利用して貸借することとなったものです。

次に、整理番号2番につきましては、平成31年1月に中間管理権が設定され、同年3月に現在の受け手に転貸されていたものですが、受け手の経営規模縮小のため、今後解約が予定されているところです。このため、産業課の中間管理事業担当が新たな受け手にあっせんし、貸借することとなったものです。

なお、整理番号2番についても所有者が亡くなっておりますが、本件は所有者不明農地ではなく、今後所有者の妻が相続する予定となっております。

以上、本計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第5号に対して、意見、質問等ありませんか。

3番委員（山本 久行）

整理番号1番の賃借人ですが、農地パトロールの結果では331㎡に雑草ありとなっているが、面積を大きくした場合でもきちんと作付けして行けるのか。

推進委員（工藤 秀範）

あっせんに携わりましたので、説明します。

この方、一昨年から、枝豆とネギを作りたいということで、ここの他にも2か所程賃貸で借りていたはずです。

この人、娘さんと一緒に農家をやりたいんだということで、黒石の方にも農地があって耕作しているので、まず間違いなく作ってくれるものと確認して進めたというものです。

会 長 その他ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第5号は原案のとおり決定することとします。
次に、議案第6号「田舎館村農作業臨時雇用標準賃金について」を議題
といたします。

令和6年農作業臨時雇用標準賃金を別紙のとおり策定したので、審議を
求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第6号について、説明いたします。

青森県の最低賃金が時給853円から898円に改正されたことから、
1日の労働時間を8時間として、1日当りを計算した結果、1日当りの農
作業賃金が6,900円から7,200円に引き上げられることになりました。

その他の賃金等については、例年どおりJA津軽みらいとも協議し、意
見をいただいたところです。

JAでは、昨今の物価上昇に伴い料金の引き上げを行っておりますが、
今回はこの引き上げ額が大きかったことから、JAの金額に合わせるのは
難しいものと判断し、主に近隣市町村の状況を踏まえて調整を行うことと
しました。

変更箇所は、果樹作業の剪定が9,000円～10,000円だったもの
を9,700円～12,100円に、オペレーターを1,000円から
1,200円に、機械作業の水田耕起と畑地耕起を4,950円から5,
200円に引き上げを行っております。

なお、議案が承認されましたら、農地の賃借料情報も含め、村の広報誌
とホームページで公開することとし、また、農事連絡員を通して、賃金表
の配布を行いたいと思います。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第6号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。
次に報告事項に入ります。
報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第3号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。19ページをお開きください。
整理番号6番につきましては、これまで貸人が自ら代表を務める法人に貸付けしていたものですが、これを解約し、個人の耕作にするものです。なお、当該農地はトマトが作付けされているところです。
整理番号7番から10番につきましては、先ほどの議案第4号のとおり貸借されるものです。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第3号を終わります。
次に、報告第4号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第4号は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第7項の規定により通知書を受理したので報告するものです。
22ページをお開きください。
整理番号1番は、令和5年11月定例総会において、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請することについて審議された案件です。
令和6年1月22日付けで県が認可、公告を行い、貸借が開始となったものです。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第4号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第4号を終わります。
次に、報告第5号「農地中間管理権の設定に係る契約の解除について」
を事務局から説明願います。

事務局 報告第5号は農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項第
1号の規定による契約解除について、別紙のとおり通知があったので報告
するものです。

24ページをお開きください。

対象の農地については、平成30年10月に中間管理権が設定され、受
け手に貸付けされていましたが、農地の状態が悪く耕作しづらいとの理由
から、令和元年12月に中間管理機構との間で合意解約が成立しています。

その後、機構が新たな受け手を探索しましたが、長期間経過しても新た
な受け手が見つからなかったことから、今後も貸付けを行うことが困難と
判断し、出し手からの同意を得て、令和6年1月10日に中間管理権が解
除されたものです。

なお、解約後は、所有者において管理を行う予定であると伺っておりま
す。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第5号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。